



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：九後 健治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





メディアのハラスメント、根深さ浮き彫り

新聞労連シンポで議論、「知る権利」への影響も指摘

新聞労連と東京地連は7月6日、東京都内でシンポジウム「メディア業界のハラスメントと『市民の知る権利』」を開催し、新聞労連組合員のほか一般の参加を含め、約60人が来場しました。第1部では、西村誠新聞労連委員長(MIC議長)と弁護士の上谷さくらさんが基調講演を行い、第2部では、メディア業界の性暴力やハラスメントをテーマにパネル討論を行いました。

男性上司の理解が困難

新聞記者から弁護士になった上谷さんが、自身の就職活動時を振り返り、採用担当者に「うちは女性一人しか採用しないから。筆記が一番じゃないとダメ。男性だったら採用した」と言われ、不採用になった経験を明かしました。最近は性暴力が多く報道されるようになったものの、記者の受け止めは男女で差があり、自身のところに取材に来る女性記者の多くが「男性の上司に性暴力問題の重大性を理解してもらうことに苦労する」と話していて、問題意識の低さはメディア業界全体に広がる根深い問題だと語りました。

事例報告をもとに討論

パネル討論では、性暴力・ハラスメントとジェンダー問題について事例報告をもとに議論が行われました。民放労連書記次長の岩崎貞明さん、生活ニュースコモنزの阿久沢悦子さん、日本新聞協会労組の済藤甫さんが報告しました。コメンテーターは上谷さん、ジャーナリストの浜田敬子さん、フォトジャーナリストの安田菜津紀さんが務めました。

取材・報道の自由を侵害する行為

岩崎さんは、民放労連が支援した国会議員秘書による記者への性暴力と国賠訴訟について解説しました。裁判で原告は、取材現場でふるわれる性暴力は、記者のキャリアと人間の尊厳を奪うだけでなく、



パネルディスカッション

取材・報道の自由を侵害する「差別と暴力」だと訴えました。判決では、記者への性暴力は議員秘書が職務中に行ったものと認定され、国側に対し損害賠償を命じました。阿久沢さんは「あいテレビ」(愛媛)の深夜番組内でフリーアナウンサーがセクシャルハラスメントを受けた件などを報告しました。

報告を受けて浜田さんは「性暴力が起きる背景として取材手法の問題がある」と指摘し、80年代当時にあった「女を売りにしてネタを取ってくるのが良い記者」という考え方が、アンケート調査によると、今もなお根強く残っていると話しました。記者への性暴力をなくすには「ネタをとるために夜間に1対1で会うという慣行を見直す必要がある」と述べ、安田さんはテレビ番組内でのセクハラにふれ、それ自体が人権侵害だとしつつ、「態度模倣効果」による加害の連鎖も深刻だと指摘していました。

(2面へ続く)

〈今月号の記事〉

第4回理事会報告	2面
建設アスベスト画期的な和解	3面
各地・各団体のとりくみ	4～6面
過労死防止全国センター総会／私の一冊	7面
労災保険制度の在り方研究会中間報告	8面

新聞協会事務局でハラスメント

済藤さんは、新聞協会事務局で起きたハラスメント・不当労働行為について報告しました。協会事務局幹部は理事・事務局長名で出した文書の中で、組合役員に対し「過度に感情的になる」などの誇張・歪曲した表現や虚偽記述を用いて人格や尊厳をおとしめる行為に及んだと説明しました。

協会の言動について安田さんは「典型的なハラッサー仕草だ」と評しました。さらに「何度も人格や尊厳がおとしめられると大きなトラウマとなって被害者のその後の日常や人生に影を落とす」と懸念を示していました。浜田さんは「協会事務局だけでなく理事である新聞各社の経営幹部も重大な問題と認識していないことに問題の根深さがある」としたう

えで、価値観などの同質性が高い組織が抱えるリスクについて認識を深めることが重要だと述べました。

上谷さんは、弁護士としての経験から「会社は謝罪を嫌がる傾向があります。『ごめんなさい』の一言がなぜ言えないのか。情けない状況です」とし、「組合が寄り添っているということが当事者にとって大きな勇気になります」と話していました。

声を大きく連帯の輪を

最後に安田さんは、「強力な権限を持つハラッサーに対して何ができるかを考えるとき、『おかしいものをおかしい』という声を大きくすること、連帯の輪を広げることが重要です」として、協会労組にエールを送りました。(新聞労連 杉村めぐる)

第4回理事会報告 「労災保険制度の在り方等に関する研究会」中間報告への意見を議論

いの健全国センターは、7月30日に第4回理事会を開催しました。全労連会館会議室とリモートで27人が参加しました。

九後事務局長から、第3回理事会(6月4日)以降の各種委員会・研究会などの概要、厚生労働省を中心とする審議会・研究会などの概要が報告されました。

労災保険のあり方研究会が「中間まとめ」

行政の動きとしては「労災保険制度の在り方等に関する研究会」が連続して行われ7月29日の第8回研究会で「中間報告」がまとめられたこと、労働基準法における「労働者」に関する研究会が行われ、法曹関係者からのヒアリングなどが行われていること、中央最低賃金審議会が7月11日から開催されていることなどが報告されました。

また、出席者から各団体の活動報告などが行われました。

「意見書」をまとめ要請へ

労災保険制度のあり方研究会の「中間報告」についての評価、今後の対応などについては積極的に意見交換がおこなわれました。はじめに、事務局より「中間報告」の概要について報告し、労災保険・労働基準法における労働者について(強制適用の範囲)、特別加入制度、メリット制など意見が出されました。意見を受けて事務局で「中間報告」に対しての「意見」をまとめ、改めて理事に意見を求めることを確認しました。その文書をもとに厚労省への要請を行うこととしました。

いの健全国センターの「制度・政策要求」の改訂については、この間の研究会等で出された意見が報告され、引き続き検討を進めることとしました。

その他、全労連「労働運動交流集会」(レバカレ)の分科会への参加、事務局運営規定の変更について、提案され、確認されました。(編集部)

働くもののいのちと健康

2025-8
No.104
夏号

特集 すべての職場で労働安全衛生活動の活性化を ～職場で活用できる労働安全衛生の基礎知識～

労働安全衛生はすべての働く人の基本要
いの健全国センター 事務局長 鈴木 信平
労働安全衛生活動の基礎知識 高知生協病院 院長 岡田 高順
労働安全衛生マネジメントシステムについて 全労連 中央執行委員 酒井 崇
労働組合が取り組むべき労安委員会活動 化学一般関西地本 顧問 堀谷 昌彦
生協労連のいのちと健康を守る対策委員会の取組 生協労連 書記次長 渡辺 利賀
労働時間短縮と労働安全衛生 社会医学研究所 理事 佐々木昭三
職場におけるメンタルヘルス対策の基本 愛媛生協病院 院長 今村 高暢
職場におけるハラスメントの対策と予防 弁護士 笹山 尚人

労災認定と職場改善⑥ 京都職業病対策連絡会議 事務局長 芝井 公
小規模事業が共同して 福祉保育労働海 薄 美穂子
連載 めざそう! 職場復帰 石川城北病院 医師 松浦健伸
昨今の職場復帰支援の視点と課題について
自衛官の労働と人権 自衛官の人権弁護団代表 弁護士 佐藤 博文
幹部自営官の悲痛な訴え～
調査・アンケート 2024年経済的事由による手遅れ死亡事例調査 全日本民主医療機関連合会
被災者・遺族・支援者のページ ユニチカ工場型アスベスト被害の救済を求めるたたかい
海外雑誌紹介 「hazards」④ 西松隆志
「韓国非正規労働」⑤ 金直洙(キム・ジクス)
本の紹介 & 映画の紹介 琵琶湖のほとりから⑥
琵琶湖のほとりから⑥
農民の健康問題を考える いの健全国センター理事長 坪田和史
Essay 仕事のない日は毎日海に浮かぶ いの健宮城センター 事務局長 遠藤 利美
情報のページ・編集後記

建設アスベスト訴訟 東京1・2陣 大阪2・3陣 画期的な前進和解

建材メーカーは責任を認め、給付金制度に拠出を

8月7日に東京1・2陣、8日に大阪2・3陣訴訟の和解が成立しました。

東京訴訟—複数メーカーとの和解は初

東京1陣訴訟は、原告372名（被災者285名）のうち332（同253名）名とメーカー7社との間での謝罪し和解金を支払う内容で和解が成立。また、共同不法行為責任が認められなかった建材メーカー5社）との間でも被災者に弔意とお見舞いを表明して和解が成立しました。

2陣訴訟では原告131名（同112名）のうち114名（同98名）とメーカー5社との間で、謝罪のうえ約52億3000万の解決金を支払う和解が成立し、共同不法行為責任が認められなかった12社も被災者に弔意とお見舞いを表明して和解となりました。

首都圏建設アスベスト訴訟は、第1陣が2008年に国及び建材メーカーを被告として提訴。2021年5月の最高裁判決により国の責任は認められ建材メーカーについては、東京高裁に差戻となっていました。差戻審である東京高裁が昨年12月に和解案を提示し、協議が続けられていました。

大阪訴訟—哀悼の意を表す

大阪2・3陣訴訟も8月8日、大阪高裁で和解が成立しました。12社が67人の原告に対して、解決金総額約12億4600万円を支払うほか、10社が謝罪し、責任が認められなかった9社を含む被告全21社が哀悼とお見舞いの意を表するなどという内容となっています。大阪2陣訴訟は2016年133人、3陣が2021年に133人が提訴し、国とは和解が成立。2023年6月の大阪地裁判決はメーカー12社の責任を認め、今年2月から高裁で和解協議が行われていました。

給付金支給は8500人超え

国と建材メーカーの責任を問う集団訴訟は2008年以降に全国で取り組まれ、最高裁が2021年の判決で国と一部のメーカーの賠償責任を認めました。これにより、国が被害者に給付金を支払う制度（建設アスベスト給付金制度）が創られ、2025年8月現在約8500件が認定されています。しかし、建材メーカー側は、個別の原告の作業員への健康被害に対しての具体的な責任（賠償額）などを訴訟で争い、メーカーの責任を認めた判決が確定するまで賠



東京1・2陣入廷（8月7日）

償金を払わないという姿勢を貫いていました。

そうした状況のもとでの今回の和解は、東京・大阪をあわせて全国の関連訴訟の被災者のうち、3割以上の和解救済が実現したことになり、大きな意義を持ちます。

被災者の線引きはするな

一方、東京でも大阪でも外装材を扱う業者や改修解体業者の被災者については、メーカーの責任が否定され、和解ではなく判決を受けることになっています。最高裁が、屋外作業業者・改修解体業者に対して建材メーカーの注意義務を認めないという誤った判決を出したことに對して、是正を求める取り組みを引き続き強めていく必要があります。

裁判なしで救済を

最初の提訴から17年以上が経過し、すでに被災者の多くが亡くなっています。東京1審では9割以上になります。東京高裁の和解前文には「現在継続中の同種裁判を含めた関連する事案において、双方が今後とも引き続き、早期解決に向けた真摯な努力を継続することを強く期待する」と表明しています。

建材メーカーは、裁判所の意向を真摯に受け止め、「早期の全体解決」をはかるべきです。建設アスベスト給付金制度で支給されている額は国の責任負担分（慰謝料の2分の1）に限定されています。

この和解成立を契機に、石綿建材を製造販売したメーカーの被害への寄与の程度に応じて補償金制度への拠出を義務付ける制度改正が求められています。

（全国センター 岡村やよい）

各地・各団体のとりくみ

医労連

医労連運動の原動力

第52回医療研

日本医療労働組合連合会(日本医労連)は、6月28日～29日、第52回医療研究全国集会(医療研)を完全オンラインで行い100人以上が参加しました(来年はリアル開催します)。1日目は記念講演と基調フォーラムを行い、デジタルトランスフォーメーションの狙いと注意点について詳しく学びました(写真)。

2日目は分科会討論を行いました。第7分科会は「労働者のいのちと健康を守る活動を考える」と題し、いの健センターの岡村やよい氏を助言者に、16人が参加しました。労働安全衛生活動の多岐にわたる課題のなかで、「長時間勤務の常習者にどのように注意喚起したらよいか」「生理休暇の取得について」など、具体的に情報・意見交換も行いました。

私が初めて医療研に参加したのは30年近く前、静岡県浜松市での開催でした。参加者は1100人を超え、先輩から日本医労連で一番大きな集会がこの医療研だと教わりました。2013年までは2泊3日で開催され、1日目は全体集会で問題提起と講演、

2日目は分野別に分かれての分科会、3日目はシンポジウム等となっていました。

会場は各県の財政活動の物販

やご当地の特産品の販売もあり、大変賑やかで熱気に溢れていました。日本医労連の精神部会の「精神部会の神様」と呼ばれていた先輩に、どんなきっかけで熱心に労働組合運動や精神医療の改善に関わるようになったのかとずねたところ、「医療研への参加がきっかけ」「全国でこんなにたくさん頑張っている仲間がいると知って、自分も頑張ろうと思った」と聞き、こういう先輩はたくさんいるに違いない、医労連運動の原動力のひとつなんだと感動したのを覚えています。

人手不足やコロナなど状況に合わせて医療研も柔軟に形を変えながら続いてきました。これからも時代と組合員に沿いながら、続いていくのだと思います。(医労連 大谷 千秋)



近畿

猛暑に負けず

いの健近畿ブロック学習交流集会

近畿ブロックの交流集会は今回で15回目。今回はいの健全国センター峠田和史理事長を迎え「幸せランキングが高い北欧と比べ働きやすさや暮らしやすさの差はなぜ生まれた?どうすれば改善するの」など元気が出る講演に期待を持って集まりました(写真)。またこの一年、各府県の「いのちと健康を守る運動」の経験から学ぶことを目的に、「暑つついわー」「たまらんー」を挨拶代わりに会場に43人、リモート6人の計49人が参加して8月2日、兵庫県・神戸での開催となりました。

峠田氏が北欧で実体験された職場や家庭のありのままの日常が紹介されるにつれ、そこかしこで「日本と全然違うやん」「え一年間の長時間労働規制が年50時間やて……」の会話も。「父親が参観に行く義務」が職場で合意・実行されている事や、『3日間バカンスで休みを取る』といった途



端、「面白い話やから皆にも話してくれ」と職場のみんなが集まってきた時の様子など、日常の体験のなかで労働環境や労働条件、法規制などが織り込まれていく話の展開に「ウンウン」と参加者も引き込まれていきました。参加者に聞いてみると、「大変良かったです。スウェーデン滞在の実体験には驚きばかり。生きる楽しみ、人間らしさを保証する国のあり方に感銘しました。長時間労働の基準が年間50時間であること、これがEUの標準であることに愕然とし、先進国とは到底言えない日本との格差に井戸の中の蛙大海を知らず」との声があがりました。各県からの活動報告は、滋賀から「新基準で過労自死認定された1事例」、京都からは「アスベストのたたかい」と「公務労災と認定させたたたかい」、奈良からは「労働相談活動」、大阪からは「海外労働連絡会の活動」、兵庫からは「川重過労死事件の活動」など貴重な経験を共有し合いました。全体を通じ参加者からは「大変中身のある良い交流会で若い世代に聞いて欲しい内容でした」との声が寄せられました。交流会後の懇親会では峠田さんを囲んで日常活動について深掘りするような議論も行われました。

(兵庫 小林 正義)

各地・各団体のとりくみ

大阪

質疑応答も盛んに

第31回安全衛生基礎講座

大阪労働健康安全センターは6月28日と7月5日の午後、国労大阪会館で「第31回安全衛生基礎講座」を開催しました（写真）。

1日目の第1講座では、滋賀医科大学准教授の北原照代さんが「働くことと健康～ジェンダーの視点を含めて考える」と題して講義し、働く女性の現状、日本と諸外国との間のジェンダー・ギャップの大きさに触れ、根底にある社会的・文化的性差などの問題点を指摘。しかし近年、家庭内での性別役割分業に対する男女間の意識や男女間の育児休業取得率に改善が見られると述べました。

第2講座では、関西大学社会学部教授の池内裕美さんが「カスタマーハラスメントの現状と課題～効果的な対策と組織体制づくりに向けて」と題して講義し、行政による規制強化の動きに触れ、厚生労働省や地方公共団体の一連の対応を紹介。対応者個人レベルの対策と行政・企業の組織的な対策が欠かせないと提起しました。

2日目の第3講座では、化学物質と労働者の健康研究会顧問で大阪センター事務局次長の堀谷昌彦さんが「安全衛生活動の意義と実践～労働組合の使命

と労災・職業病の予防の大切さ」と題して講義し、労働組合の価値は労災・職業病の予防にあると指摘。健全な労使関係の構築のためにも、春闘・秋闘期の要求化と団体交渉の重要性を説き、役員まかせにしない全員参加型の安全衛生活動を強調しました。

第4講座では、NPOメンタルヘルスサポートの公認心理士の清水良子さんが「職場に『心理的安全性』を育てる」と題して講義し、職場の心理的安全性とは「不安も恐れもない組織文化」であり、みんなが気兼ねなく意見を述べ、自分らしくいられる組織文化だと指摘。途中、4人一組のグループワークを交えながら、清水さんは「職場の孤独」問題を取り上げ、調査結果では12人に1人が仕事で孤独を感じており、心の健康と職場の心理的安全性と孤独とは密接な関係があると述べました。

講座の1日目の参加者は59人、2日目の参加者は46人、いずれの講座も講師と参加者の間で盛んに質疑応答が交わされるなど、意欲的な学習機会となりました。

（大阪センター 丹野 弘）

生協
労連

高齢労働者が働き続けられる職場を

第12回労安セミナー

生協労連では、毎年労安セミナーを開催し、情勢を踏まえた学習講演や分科会を行っています。今年は12回目を迎え、7月12～13日に開催しました。

はじめに、生協労連のいの健対策委員会で作成中の「高齢労働者が健康で安全に働き続けられる職場づくり提言」の第二次案を提起しました。全国の生協では、人出不足も背景として、定年延長や再雇用制度で60歳を超え働く労働者が増加していますが、体力や身体的能力、認知機能の低下などにより、ケガや事故のリスクも高まっています。高齢労働者の労働災害防止に向けて、作業環境の改善を努力義務とする改正労働安全衛生法が成立し、2026年4月には施行されることから「提言」は55歳以上を対象にした実態調査を踏まえ作成しました。

「提言」を活用して、働き続けられる職場をつくることを呼びかけました。

学習講演は「政府・財界が狙う労働基準解体とは～私たちの職場にどんな影響が？」をテーマに、全

労連常任幹事の土井直樹さんの講演を受けた後、「職場での影響、労働者に何が起こるのか」、「労働組合としての取り組み」と3つのセッションに分けてその都度グループ討論を行い、質疑応答を行いました。

2日目は分科会。分科会1は「労災の起きない職場づくり（労安活動の基礎講座）」（助言者：社会医学研究センター・佐々木昭三さん）、分科会2は

「生協職場における熱中症対策を考える」、分科会3は「腰痛・ひざ痛予防対策」（助言者：名南ふれあい病院理学療法士・井澤和大さん）、分科会4は「STOP！カスタマーハラスメント～対応や防止対策を考える」、分科会5「高齢労働者が健康で働き続けられる職場づくりの進め方」でした。

どの分科会も日常の職場で課題になっているテーマです。分科会3では、実際にストレッチを行い好評でした（写真）。参加者は19単組・71人でした。

（生協労連 渡辺利賀）



各地・各団体のとりくみ

千葉

労働災害件数は「災害による死亡」が増加傾向
第27回定期総会

千葉県センターは第27回定期総会を5月17日に開催しました（写真）。総会では千葉県センターの一年間の取り組みと各団体の労働安全衛生に関する活動報告を行いました。千葉県内での労働災害件数は災害による死亡が昨年30人となりコロナ禍以降増加傾向になっています。コロナ禍以前の2018年の死亡28人を上回る数字になっています。こうした状況も踏まえ県センターでは労働局に対する要請・交渉（春のあやめ月間・秋のこすもす月間）に取り組みました。

県センター独自の取り組みとして労働安全衛生学校(学習会)を平日の夕方に開催し、11人が参加しました。今回の学習会タイトルは「労災隠しは犯罪です～仕事の原因のケガや病気は労災保険で治療～」という内容で行いました。具体的な内容は労災・公務災害の実務に関する内容で労組等の担当者が現場で起きる様々な原因と問題点を深めました。総会当日は加盟団体の会議などが重なり参加は5団体と個人、遺族の10人に止まりました。勤医労から



発言する千葉勤医労青年部・千脇さん

は医療職場の実態について発言がありました。小規模事業所では法律の基準に満たないことを理由に衛生委員会を開催しないことを決め、ISOで対応すると言ってみたり、衛生推進者合同会議を開催することで労働組合を排除する動きを強めている民医連の法人についての告発がありました。労働者のいのちと健康を守るというのは看板だけになり、利益を追及する実態が報告されました。船橋市内の病院で新人看護師が過労自死し、遺族が昨年秋に労災認定請求を行ったと支援要請がありました。他に千葉労連、千葉土建、航空連から発言がありました。

(千葉センター 本道 晋)

東京

きびしい情勢だからこそ、センターに期待
第22回総会

東京センターの第22回目の総会は東京労働会館にて7月21日行われました（写真）。

昨年は創立20周年記念行事と重なり、にぎやかな開催でしたが、本年は猛暑と連休最終日と重なり、参加者が少ないのではと懸念されていましたが、47人（うちZOOM参加6人）の参加でした。

総会では毎回「記念講演」を議事の中に組み入れてきましたが、本年は東京センターの理事長でもある天笠医師の「労働精神外来の実際と職場での対応」



講演する天笠理事長

のテーマでの記念講演でした。講義は長年にわたる労働精神疾患の外来対応の教訓、そして職場への指導・対応、2次・3次予防の教訓を引き出す講義でした。講師の今日の問題意識が凝縮した講義テキスト、そして関連資料の提供もあり、講



師の豊富な問題意識と提供された資料の咀嚼になかなか追いつけない重厚な講義内容でした。

1年間の取り組みのまとめ、働く者の健康をめぐる情勢の特徴、そして新年度の方針提起の後、出席者からの発言がありました。労災認定や裁判闘争の厳しいたたかひの現状、その中で東京センターへの期待も語られました。しかし一方では東京センターの後継者問題の困難、財政事情の厳しさについても率直に語られた総会でした。新たな方針と新年度の役員を全会一致で確認し、総会は終了しました。

(東京センター 色部 祐)

過労死防止対策の更なる発展を

過労死防止全国センター 第12回総会

7月19日、過労死等防止対策推進全国センターの第12回総会がフルリモートで開催されました。

労働日の短縮を議論しよう

岩城稷事務局長が司会を務め、川人博代表幹事が冒頭発言を行いました。川人弁護士は、過労死防止法施行から10年の活動を振り返り、重要な前進を築いてきたことを確認しつつ、労働者の働き方は、相変わらず長時間労働が続く、過労性疾患・過労死が発生し続けていることを指摘しました。「過労死110番」が初めて実施されてからは今年で37年となり、職場の改善がいかに困難かを痛感しながら、新しい前進をつくっていくために、紹介するとして、アメリカの研究者・ジュリエット・B・ショアー氏の書籍『FOUR DAYS A WEEK』を紹介しました。そこでは、週4日労働の実現に向けて、著者が積極的な事例分析などを行い、週4日制労働の良い点として①労働軽減、②ワークライフバランス、③地球環境への貢献、④経営者にとってもプラス(企業の発展)をあげていることを示しました。来年には和訳版も出版の予定があり、日本でもこういう議論をしていくことが必要ではないか、と提起しました。

引き続きの課題を提起

主に過労死防止法に基づく取り組みについて、厚

生労働省と事業を委託しているプロセスユニークから報告がありました。2025年度から学校での啓発授業時間の予算が増額されることが決まっています。



閉会あいさつする寺西笑子さん

続けて過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会、各地からの活動が報告されました。過労死弁護団の玉木一成事務局長は、労災認定基準改訂後にあった「発病後悪化の自死事案」においても「発症後の著しい悪化」が認められないなど、改訂の趣旨が徹底されてないことや、労働時間の過小認定が続いていることなど引き続き取り組む課題を提起しました。又、川人代表幹事から規約改正案が提案され、確認されました。

過労死防止対策の強化を求めて

兵庫からは、兵庫県議会で「過労死等防止対策推進法改正を国に求める意見書」が採択されたとの報告がありました。

最後に寺西笑子共同代表から「いのちより大切な仕事はない。活動を強めていこう」と閉会のあいさつがありました。

(全国センター 岡村やよい)

私の一冊 ⑤④ いの健徳島センター 井上玉紀 『水族館飼育員のキッカイな日常』 なんかの菌 著

夏になると出かける県南の「島の小さな水族館」には、どの水槽にも手書きのイラスト入りポップが貼ってあります。「まるっとした頭にたらこ唇がかわいい」チチブ、洞窟から顔を半分出し「落ち着くわ～」とつぶやいているクロハゼ、成長段階で性転換するクマノミは「オレ女に変身したで!」「わお」「悔いなし～」の会話。どれも面白すぎていつも読みふけります。

そんなある日、手に取ったのが表題の本。著者は「なんかの菌」さん。まさかの「水族館飼育員」として働くことになり、毎日が非日常の水族館飼育員の姿を「世話する、探求する、みなぎる」のキーワードでまとめた4コマコミックのエッセイです。

餌づくりは飼育員が包丁片手にイカやアジをさばいたり、コオロギやひよこも餌として水族館に届けられること、生きものと相性があわないと餌をスルーされること、ナマコやクラゲは海へ出かけて自ら

採取していることなど、私には驚愕の連続です。砂や岩や照明をどうするか苦心する水槽づくり、生きものの引っ越しは大量の水をバケツリレーしたり、ひん死の生きものを見守るために水槽の前で夜を明かしたりと、単純に水族館を楽しんでいる私たちにはけっして見えないバックヤードの飼育員のマニアックな奮闘ぶりがリアルに描かれています。



さくら舎

就活の難関を潜り抜けた面構えは様々だが、生きものをこの上なく愛し「かわいい」と表現する飼育員の姿をこの本で知ってしまうと、あちこちの水族館に行きたくなること間違いなしです。ぜひ一読あれ。

すべての働く人たちに必要な労災補償を

●厚労省「労災保険制度の在り方研究会 中間まとめ」をとりまとめ●

厚生労働省の「労災保険制度の在り方に関する研究会」は、7月29日に「中間報告」をとりまとめました。研究会は8回の会議をもち、「女性の労働参加の進展、更なる就労形態の多様化など、労災保険制度を取り巻く環境が常に変化を続けている状況を踏まえ、労災保険制度の現代的課題を包括的に検討する」ことを目的に開催されてきました。「中間報告」に対し、全国センターとしての「意見」をまとめ、厚労省及び労働政策審議会に要請を行っていく予定です。

「中間報告」では、①労災保険の範囲、②家事使用人への災害補償責任及び労災保険法の適用について、③暫定任意適用事業、④特別加入団体、⑤遺族(補償)年金について、⑥遅発性疾病に係る保険給付の基礎日額の算定方法について、⑦災害補償請求権・労災保険給付請求に係る消滅時効、⑧社会復帰促進事業、⑨メリット制、⑩その他の課題と10項目の課題をあげ、今後の検討事項を示しています。具体的な方向性を示している課題と、結論を出さず両論併記とし、労政審などに検討をゆだねている課題があります。

「報告書」といふの健全国センターの意見の概要

(「⇒」以降は全国センターの「意見」)

①労災保険の範囲：労働者以外の就業者に対して労災保険を適用することについては、労基法と労災保険法との関係で積極的に検討し得るという意見と消極的な意見と両方があったとしている。

⇒幅広く「労働者性」をとらえて労災保険の適用を求めること。現在特別加入となっている者についても、契約の相手方との間で従属性が認められる場合は、相手方に保険料負担を求め、特別加入者の保険料負担をなくすこと、特別加入者・団体に国の補助を行うことを求める。

②家事使用人への災害補償及び労災保険法の適用

「中間報告」においても災害補償、労災保険の適用することが「適当」との意見としている。

⇒労基法・労災保険法の適用は当然と考える。

③暫定任意適用事業

現行の暫定任意適用事業については、強制適用すべきと意見が一致。

⇒農業作業での死亡事故の多発、熱中症の増加、農

業従事者の高齢化、技能実習生・特定技能外国人の増加などを踏まえると、農業についても労災保険を適用すべき。一方で強制適用に



第8回「在り方研究会(7月29日)」

あたっては、対応する行政体制の強化と事業者(個人)へのきめ細かい支援を行うこと。

④特別加入制度(略)

⑤遺族(補償)年金

「残された配偶者はいずれ自立する」という理由で「有期給付化が望ましい」という意見も出された。⇒男女の賃金格差は年代によって広がっていること、「自立」することには困難が大きいこと、実質賃金が低下する事態があることなどにより「有期給付化」は行わないこと、また配偶者以外の受給資格を年齢や「障害等級5級以上の身体障害」と制限しているが、見直しをはかることを求める。

⑥遅発性疾病の給付基礎日額(略)

⑦災害補償請求権・労災保険給付請求に係る消滅時効

精神障害の労災申請については特例として延長することも考えられるとしている

⇒被災者の請求権を保障するという観点から、延長することを求める。

⑧社会復帰促進事業(略)

⑨メリット制

一定の災害防止効果があることを確認している。

⇒業種による保険料率の設定はあり、實際上「労災隠し」になっているという声も多い。メリット制は廃止すべきである。

⑩その他

⇒報告書では扱われていない「抜本的な補償内容の改善」「労働時間の調査」「労災業務の専門職員である事務官の増員」などの課題を要求していく。

*「意見」の全文はホームページに掲載します